（公印省略）

食生衛第８１０－２７号

令和５年２月３日

　各生活衛生同業組合理事長　様

　（一社）群馬県食品衛生協会会長　様

　（公財）群馬県生活衛生営業指導センター理事長　様

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課長　浅見　成志

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく

要請（１月２８日（土）以降）の変更について（依頼）

　平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

　さて、令和５年２月１日（木）に開催しました、第１０２回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（１月２８日（土）以降）の変更を決定しました。

　つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

　－主な変更点－

政府対策本部会議において、基本的対処方針が変更され、イベントの開催制限が緩和されたことを受け、本県においても、感染防止安全計画の策定による基本的な感染対策の実施を前提に、大声ありの場合の収容率上限50％を撤廃するもの。

　※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（１月２８日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp